

令和 4 年度 事業点検実施要領

第 1 趣旨

この実施要領は、長野県事業点検制度要綱（平成 25 年 4 月 1 日制定）第 3 の規定により、令和 4 年度に実施する事業点検に関し、必要な事項を定めるものとする。

第 2 事業点検の基本的事項

1 点検の対象

点検の対象は、原則として下記を除く全ての事業とする。

- (1) 職員（教員、警察官も含む）の給与費
- (2) 基本的な財政調整に関する経費（公債費の元利償還・利払いの償還金、予備費など）
- (3) 一般会計から特別会計、企業会計等への繰出金
- (4) 新規貸付・融資は終了したものの、過年度分に係る預託あるいは利子補給分のみ負担しているもの
- (5) 直轄事業負担金、災害復旧事業、受託事業
- (6) 内部管理経費のみの事業
- (7) 法令の規定に基づく県の裁量の余地のない事業
- (8) その他事業成果を測定することが適当でない事業

ただし、上記除外事業であっても、各部局の施策体系に位置付けられた事業のうち、重点的に取り組んだ事業は対象とする。

2 点検の主体

点検の主体は県とする。

3 点検の時点

令和 3 年度の実績を踏まえて点検を実施する。

4 点検の観点

令和 3 年度における事業の目指すべき成果目標と達成状況を明確にした上で、両者の差異の原因を分析するとともに、今後の事業の方向性について必要性、効率性、有効性などの観点から自己点検を実施する。

事業点検の結果は、事業の見直し、新たな事業の企画立案等に活用する。

第3 事業点検の実施方法

1 事業改善シート（点検）の作成

事業担当課は、第2の1に該当する事業について「事業改善シート（点検）」を作成する。

各部局主管課（総務部にあつては各課）は、部局内の課のシートを取りまとめて政策評価室に提出する。

2 事業改善シート（点検）の調整・確定

政策評価室は、提出された「事業改善シート（点検）」の記載内容を確認し、担当部局との調整を行った上で、県の自己点検結果を確定させる。

第4 学識経験者等の知見の活用

政策評価室は、評価の客観性の向上を図るため、必要に応じて学識経験者等から意見を聴取することができる。

第5 結果の公表

政策評価室は、事業点検の結果について、県ホームページへの掲載、行政情報センターへの備え付け等により公表する。

- 公表後の県民からの意見等については、原則として、評価制度及び評価全般に関することは政策評価室が、個別の点検結果に関することは事業担当部局が対応する。この場合において、事業担当部局は、対応の概要について政策評価室に報告するものとする。

第6 補則

この要領に規定するもののほか、事業点検の実施に関し必要な事項は、別に定める。

第7 施行期日

この要領は、令和4年4月1日から施行する。